

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
6月6日
(火曜日)

目 次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………
- 公告
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大畠坂川換地区）の換地処分（農村整備課）……………
- 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（時貞）換地区）の換地処分（農村整備課）……………
- 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宮ヶ原・中村換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 建築士の免許の取消し（建築指導課）……………



山口県告示第百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年六月六日

氏名	住所	所	指定年月日
岩佐 佳子	山口市錦町五の一五	山口県知事 村岡 嗣政	令和五、三、三一

施術者の氏名	名称	所在地	指定年月日
岩佐 敬介	いわさ鍼灸整骨院	山口市錦町五の一五	令和五、三、三一



（二〇七）国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大畠坂川換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区大畠坂川換地区の換地処分を次の
おりました。

令和五年六月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 換地処分の年月日
令和五年五月十六日
- 二 換地処分の内容
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大畠坂川換地区）換地計画書に記載された
換地計画のとおり

（二〇八）国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（時貞）換地区）の換地処分
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区宿井（時貞）換地区の換地処分を次
のとおり行いました。

令和五年六月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 換地処分の年月日
令和五年五月十六日
- 二 換地処分の内容
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（時貞）換地区）換地計画書に記載さ
れた換地計画のとおり

(一〇九) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区宮ヶ原・中村換地区) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区宮ヶ原・中村換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区宮ヶ原・中村換地区) 換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年六月七日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一一〇) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和五年六月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
上山 道之	二級建築士	第二八五八号	令和五、五、二六	死亡

令和五年六月六日印刷
令和五年六月六日発行

発行人所

山口県知事